

昭和 62 年 2 月制定

平成 2 年 4 月改正

平成 4 年 4 月改正

平成 6 年 4 月改正

平成 12 年 4 月改正

平成 16 年 4 月改正

平成 25 年 1 月改正

高山自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は高山自治会（以下、「自治会」という）と称する。

(組織と区域)

第2条 本会は日野市神明三丁目全域をもって組織する。

（注）都営、日野神明三丁目アパート（1～3号館）では、独自に自治会を組織していて、日野市に登録し、運営しているので、当該世帯数は当自治会の総世帯数に加算することはできない。（平成 16 年 4 月 22 日 日野市地域協働課へ確認済み）

(班の編成)

第3条 班の編成は、別紙図面のとおりとし、班が集合して自治会を組織する。

(事務所)

第4条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第5条 本会は会員相互の親睦を図り、政治的中立を堅持し、宗教、利益団体によって干渉されることなく、生活共同体として福利を増進するとともに自治意識を涵養し、市役所ならびに公共団体との連絡調整を図り、もって社会文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は前条の目的を実現するために次に事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図る活動
2. 地域内の清掃美化と塵芥などの生活環境の整備促進を図ると共に衛生関係の対策および業務の処理にあたる活動
3. 地域内の各種事業の企画実施にあたると共に、各種の文化的活動を推進し、会員の福祉の向上を図る活動
4. 交通および防火、防災、防犯関係の安全対策の促進整備にあたる活動

第2章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は日野市神明三丁目全域の居住者および同地区内にある事務所等であって所定の入会手続きをおこなったものとする。

第3章 役員

(役員の種類および選任)

第8条 本会につぎの役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 書記 1名
5. 会計監査 1名
6. 班長 各班 1名

- ② 会長、副会長、会計、書記および会計監査役については年度末（3月）に開催される役員会において、次年度にその職務をおこなう者を選任する。
- ③ 班長については、前項記載の役員会の開催時までに、各班より次年度その職務をおこなう者1名を民主的方法により選任のうえ、会長に届け出るものとする。

(役員の任務)

第9条

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は本会の会計事務を行う
4. 書記は本会の書記事務を行う
5. 会計監査は、隨時会計事務を監査し、役員会に報告する。
6. 班長は各班を代表し、班の業務を統括する。班長に事故あるときは班員の内より速やかにその職務を代行する者を選任のうえ会長に届けるものとする。

(役員の任期)

第10条

1. 役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1か年とし、再選は妨げない。
2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会はつぎの会議をおこなう。

1. 総会
2. 役員会

(総会)

第12条 総会は会長または役員会が必要と認めるときならびに会員の3分の1以上から付議事項を示して請求のあったときに会長が招集して開催し、必要事項を審議する。

(総会の成立と議事の決定)

第13条

1. 総会の招集は開催日の7日前までに議題を明らかにして通知し、委任状を含めて会員（同居の家族の代理出席を認める）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
2. 総会の議決は出席者の過半数によっておこない、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 14 条

1. 役員会は、本会役員をもって構成し、会長が招集し、会の運営その他必要事項を審議する。
2. 役員会は定例役員会および臨時役員会の二種類とする。
3. 定例役員会は会計年度当初（4月）および会計年度末（翌年3月）に開催するものとし、予算および年度事業計画の決定、決算および事業報告の承認、次期役員の選任等の議決を行う。
4. 臨時役員会は会長が必要と認めた場合または役員の3分の1以上からその事由を明らかにして請求のあったとき開催し、必要事項を審議する。

(役員会の成立と議事の決定)

第 15 条 役員会は役員（同居の家族の代理出席を認める）の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

第 5 章 会計

(会議の経費)

第 16 条

1. 本会の経費は会員の会費、補助金その他の収入によってこれを賄う。
2. 会費および慶弔の額については、別に定める。

(会 費)

第 17 条

1. 会費は、世帯または事業所毎に月額単位とする。ただし、同居している場合には、複数世帯であってもこれを1世帯とする。
2. 会費は、各班長が世帯または事業所毎に年度当初に集金し、会計に納入する。
3. 年度途中から会員に入会したときは、入会した月から会費を納入する。
4. 納入した会費の払戻はしない。
5. 会員が学生である場合には、会費を免除する。

(実務上の運用基準)

1. 本条第1号ただし書きは、狭く解釈する。世帯主の子息が婚姻により別世帯となつても、同居の場合は同一世帯とみなすこととし、この適用は四役全員の認定によるものとする。ただし、この同居世帯であっても別世帯として会費の納入を妨げるものではない。
2. 前記本文は例えば、縁者の世帯が同居（間借りを含む）している場合に適用するものではない。
3. 本条第3号は、日割りは月に切り上げる。つまり、1日でも1か月とする。
4. また、住居の建て替え等により仮住まいとして当自治会の地域外へ一次転居された場合は、その不在の月数分は会費納入の義務を免除することとする。ただし、不在月数を含めて納入されたものは会費とみなして收受することを妨げるものではない。
5. 本条第5号は、学生証などの証する書面の写しの提出により明らかな免除の意向を受けて、当自治会の四役全員が、それを認めた場合に限り適用する。

(会 計)

第 18 条

1. 本会の会計は、金銭出納簿を備え常に収支を明らかにして保管し、収支は全て予算に計上し、決算については、会計監査による監査を受けたうえで、いずれも役員会の承認を得なければならぬ。
2. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(特別会計)

第 19 条

1. 一般会計の他に特別会計を設けることができる。
2. 特別会計を一般会計その他に流用するためには、役員会の承認を得なければならない。

(慶弔)

第 20 条 会員およびその家族に慶弔時等があったときは、つぎのとおりとする。

1. 敬老の日には、同日現在 70 歳以上の者に記念品またはお祝い金を贈る。
2. 弔事があったときは、弔慰金を贈る。
3. 災害等が発生した場合には、役員会の承認する相当額の見舞金を贈る。

(補助金および寄付金)

第 21 条 会の目的に添いかつ会の運営に寄与するものと認められる団体に対しては、役員会の審査に基づいて補助金および寄付金等の支払いを行う。

第 6 章 地区センターの管理

(地区センター管理事務者)

第 22 条

1. 会長は、役員会の同意を得て、会員の内 1 名を、本会が市より管理を委託された神明橋地区センター（以下、「地区センター」という）の管理事務担当者（以下、「管理事務担当者」という）に選任する。
2. 管理事務担当者は、地区センターの管理事務を行う。
3. 管理事務担当者に対しては、市より本会に交付される管理委託事務費の範囲内に於いて、管理事務費を支払う。

第 7 章 会則の改正

(会則の改正)

第 23 条 この会則は、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ改正することができない。

(会則の施行)

第 24 条 この会則は、昭和 62 年 2 月 1 日より施行する。

【細則】

会員の会費と慶弔金は、つぎのとおりとする。

- I. 会費は月額 100 円の定額とする。 (第 17 条 - 1)
- II. 慶弔額については、つぎのとおりとする。
 1. 敬老の日の記念品またはお祝い金は 1500 円程度とする。 (第 20 条 - 1)
 2. 弔慰金は 5000 円とする。 (第 20 条 - 2)

付則（平成 2 年 4 月 22 日改正）

第 20 条の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 4 年 4 月 26 日改正）

第 7 条および第 17 条の改正規定は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 6 年 4 月 1 日改正）

第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条および第 24 条の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 12 年 4 月 16 日改正）

第 22 条の改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 16 年 4 月 4 日改正）

細則 II. I の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 25 年 1 月 14 日改正）

第 8 条、第 9 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。